

第40号議案

福井県立学校職員定数条例の一部改正について

別紙のとおり、福井県立学校職員定数条例（昭和31年福井県条例第42号）の一部を改正する。

平成25年2月25日提出

教育長 林 雅 則

提 案 理 由

児童、生徒数の変動等に伴い、福井県立学校職員の定数を改定したいので、この案を提出する。

# 福井県立学校職員定数条例の一部改正の概要

参考

## 1 改正理由

児童、生徒数の変動等に伴う県立学校職員の定数の改定

## 2 改正内容

職員の定数を改正する（第3条第1項関係）

校種	職種	改正定数	現行定数	増減
全 日 制 高 等 学 校	校長・教諭等	1,253	1,307	△ 54
	養護教諭等	28	29	△ 1
	その他職員	322	335	△ 13
	合 計	1,603	1,671	△ 68
定 時 制 高 等 学 校	校長・教諭等	125	132	△ 7
	養護教諭等	3	3	0
	その他職員	26	26	0
	合 計	154	161	△ 7
特 別 支 援 学 校	校長・教諭等	737	716	21
	養護教諭等	12	11	1
	その他職員	207	200	7
	合 計	956	927	29
合 計	校長・教諭等	2,115	2,155	△ 40
	養護教諭等	43	43	0
	その他職員	555	561	△ 6
	合 計	2,713 (組合専従2を含む)	2,759 (組合専従2を含む)	△ 46

## 3 施行期日

平成25年4月1日から施行する。

福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表  
 福井県立学校職員定数条例(昭和三十一年福井県条例第四十二号)

改正案

現行

(定数)

第三条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 全日制高等学校

イ 校長教諭等 一、二五三人

ロ 養護教諭等 二八人

ハ その他職員 三三二人

二 定時制、通信制高等学校

イ 校長教諭等 一三五人

ロ 養護教諭等 三人

ハ その他職員 二六人

三 特別支援学校

イ 校長教諭等 七三七人

ロ 養護教諭等 二二二人

ハ その他職員 二〇七人

3 2  
 (略)

(定数)

第三条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 全日制高等学校

イ 校長教諭等 一、三〇七人

ロ 養護教諭等 二九人

ハ その他職員 三三五人

二 定時制、通信制高等学校

イ 校長教諭等 一三二人

ロ 養護教諭等 三人

ハ その他職員 二六人

三 特別支援学校

イ 校長教諭等 七一六人

ロ 養護教諭等 一一一人

ハ その他職員 二〇〇人

3 2  
 (略)

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。



